

資料紹介

一八九三年福建惠安縣教案資料

佐々木正哉

一

一八九一年初から湖南省長沙で印刷された大量のキリスト教排斥の掲帖は先づ揚子江流域一帯に配布されて、蕪湖、武穴、宜昌、丹陽、無錫、金匱等の教案を惹起した。その後湖南掲帖は益々広く流傳し、そのために全國的にキリスト教排斥の空氣が昂まつたが、特に四川、福建が激しかつた。

ここに紹介する福建惠安縣の教案は、元來は同族内の賽会

錢についての対立が原因であつたが、事件が発展するにつれて県内読書人クラスと宣教師、教民、それにイギリス領事まで加はつて相争つた事件である。大体福建や浙江では同族内のキリスト教徒迫害事件が他の地方にくらべて多かつた様に思はれるが、この事件の様に同族内の問題が全眞的なスケールにまで拡がつた例は珍らしい。それと云ふのも迫害の責任

者が生員であつたことと、これに対しても教民指導者がとつた処置も當時としてはかなり大胆なものであつたためである。

そしてこの事件をめぐる県内読書人クラスの動き、地方官の態度、外國領事の斡旋、事件解決の方法などは、当時ににおける教案處理の一典型であつた。また関係資料もイギリス外務省文書の中に仲々面白いものが残されてゐる。そこで先づその主なものを列挙し、次に事件の経過を簡単に補足説明しておく。

(一) 閣學諸同人公白⁽¹⁾

學中蔡遜謙兄、被教匪蘋命訛索、甚至於法地之内、恣行挾、備受凌辱、斯文掃地、莫此為甚。諸同人所不即倡義旗于伊理較者、一則以諸教匪多係梗頑、等諸禽獸無難之例、一則以諸上憲耳目甚近、必能除安莠良、不失國家元氣。

頃聞道憲委員查勘，斯文興喪，閔此一着，倘或畏威徇利、受制於洋鬼、定須大倡義旗、特伸公憤、雖赴湯蹈火、不得互相推諉。如有言不信者、明神鑒之。

閻學諸同人公白。

(一) 學內諸同人公白⁽²⁾
蔡縣謙兄、被異端之教匪擄辱、寔喪斯文元氣、若不倡首攻滅、則斯文之威風、定難再振。茲聞本縣・道委、已為斯文之主、則夷狄之禽獸、定必無法可施。我等須當乘勢誅滅、鳴鼓而攻之。不然、則此異端之教、詫必復振。于是大倡義旗、與伊抗拒。如有畏威受制於洋鬼者、難逃天誅地滅。

學內諸同人公白。

(二) 去清服明紅帖⁽³⁾

匪教堂又曰大堂。

殺洋鬼。

去清服明

亦殺教子。

各處亦帖。

廩生張嘗字紫雲為首。

(四) 張嘗告白⁽⁴⁾

揭為路見不平、毆匪斯文事。

東洋學報

今山後鄉秀才蔡邦光、身超孔聖之書、卓越先王之禮、不意正月初六日、彼教匪拿打、生死未分。閭邑共知、甚是唆其洋鬼、而金賈好於官、重辦邦光、是斯文將喪、而斯文何益。於是瓊林舖張紫雲、同其叔兄弟姪等、有數百余猛、先匪教全之屋、然後匪教堂。挾考期第武日、石獅口張家祠宇住會。若有諸鄉紳士、初三拜聖、觀於此張、各各伝知各鄉、公同於雲、亦不懼於洋鬼、公挾於二月十五日、出單於諸鄉、不論士農工商、同來幫助。雲城內叔兄弟姪、有數百余猛、東閔外叔兄弟姪、亦有數万余猛、聽其吾令。若是知縣備他買好、辦其邦光、可立一枝大旗、寫出去清服明、殺其洋鬼、亦殺其教子、可以祭旛、以表紫雲寸心之恨、亦以表士民之望。特此希聞。

光緒十九年二月初二日、張祠宇公白。

(五) 張嘗告白⁽⁵⁾

闢邑內外紳士童生知情、因前月彼教毆蔡邦光、廩生張紫雲、觀府道告示、甚欺斯文。雲於二月初三日、帖出公白、十五日會諭諸鄉、考期若到、將惠邑內外教子洋鬼、盡皆擒拏、交於張祠堂內。雲自有道理、待於挾清吉日、可立大旗一面、寫出去清服明、以殺他祭旗、可表紫雲寸心之恨、決無戲言。

光緒十九年二月十七日、石獅口張祠宇公白。

(六) 泉州知府提訊⁽⁶⁾

具節錄人華教士陳鑾，因聞泉州府奉督憲札委，提訊此案，

即於二月二十四日下午，在府署傍邊聽審，見泉州府施太守提

贓，問云「何時鬧事」答以「正月初四日、派戲錢所致。」

守曰「係何人來派」答「係董事。」

又曰「爾妻病死乎、有無請醫療治」答「係病死、亦於去年

十二月間、請有醫生張鎮忠医治。」

又問「鎮忠等果有為爾鄉人所擄否」答「果有之。」

問「擄蔡在何處」答「禁在公館。」

問「爾在廈有出結否」答「曾已出結矣。」

「如是即爾妻病死是寔」答「是寔。」

「然本縣有打爾否」答「無之。」

「今爾在本府面前、當再出結、本府可將此申詳消案」贓詰

之。

問「有人與爾送飯否」答「有。」

問「何人」「即邦光之人與我送飯」

「倘無送飯之人、本府每日可給八十文與爾矣。」

又勸之曰「此案爾須當甘願就是這般完案」答曰「願。」

又見提送来、問之「為何鬧事」答「為勒派戲錢。」

問「係何人來派」答「蔡邦光之子。」

問「派戲錢、胡不給之」答「我因守教規、非宜所給、光子

呼其父、糾集鄉人、將我毆打、並被擄禁於光室內拷打。」

問「鎮忠等有被擄否」答「皆被擄禁於一室」。來又云「並看見贓妻陳氏、被光父子毆打、至初五夜、因傷嘔血斃命。」

問「爾有奉教否」答「我是教徒。」

又曰「論昔日華人奉教、罪尤重辟、今因國家欲與外國和好、查同治元年立約、准其伝教。今爾既奉教、宜相安無事。本府是留體面與番人、否則辦爾反坐之罪。爾之家產、有無被搶」答「寔被搶掠一空。」

又善勸之曰「此乃些微小事、兩造必當如此了結。況本府在興化府署時所辦許多教案、皆條條了結、未見如此小事之纏訟不已焉。」

又見提蔡邦光、問云「何時鬧事」答「係正月初四日。」

問「為何鬧事」答「為鄉里設懲、欲派他們戲錢、伊不肯給、余者光不知之。」

「爾有擄掠他們否」答「無是事。」

駁曰「若無擄他、縣官奚為派差到鄉、押放天教、鎮忠等諸人、始能到案、此故何也」又云「爾今勿再滋擾致訟、本府即為爾判斷、申詳消案。爾自今日起、則不可向他們科派戲錢也。」

本府為汝囑管爾該學官、不可勒索爾之錢文、吾每日亦即給爾兩百錢、可為日食。倘將此案提爾到省、恐不像本府待爾如此好處也。」

又見提蔡字海，問云：「為何開事？」答：「為捐戲錢。」

問：「有據他們否？」答：「有之。」

又曰：「本府知爾老寢，爾須照寔直說。」答：「此次據他們殴打、海寢不知。」

問：「爾鄉有族長否？」答：「有之。」

「如有族長，令其到本府跟前，詢其誰曲誰直，以憑公斷。」

答：「海本支族微，顯有族長，難以請來。」

又問：「有人與爾送飯否？」答：「無。」
「若無，本府則給爾兩百錢，作為日食。本府視此事，係是些微之案，兩造須當了息，以後不可復派戲錢，以致滋鬧等事也。」

又見蔡龜如何為其勘結詢問等語一篇。

鑾於二月二十二日，在泉州經歷序館內，面詢曰：「爾妻既被蔡邦光父子殴踢，越宿呕血斃命，爾身又遭其毒殴，辮子全行扭斷，爾子獅猴，亦受重傷，人生之慘，莫此為甚，傍人亦覺寒心墜淚。爾今日焉何昧心至此，含忍聽勒結。」

龜泣曰：「奈時勢不敵，何也悲哉，予豈不知復仇為念，無如為勢所壓，恐兩子兩女，性命難保，又經縣委嚇云『開棺相驗，須烹爾妻之骨，須飲爾妻之戶汁』似此我斷不忍，開棺烹妻之骨，飲妻之戶汁，又欲重刑於我，予其如此，不若含忍為愈，是以我在具經已出結矣。」

本月初九日，邦光同叩。

必受重刑」今事殆矣，我抵好循供而已。」

(七) 蔡邦光、明金告白⁽⁷⁾

(八) 惠安縣鬧教被告名單⁽⁸⁾

鑾，是初四日，聞見父親及弟被人擗殴，初六日，在惠安城內街上，遇見邦光，將伊攔到教堂，並無打伊，亦無向伊用力，與鑾理論，邦光無言可答。過了一刻，盧先生亦到，並無殴打邦光，鑾其時在場，有何事情，俱已見過。盧先生，即發自己名片往県，本縣即派差，將邦光帶案。

聞道蔡鑾之妻死因，被邦光所踢。邦光將蔡鑾髮辮扭住，要據去伊家，蔡陳氏要救其夫，攔住蔡鑾，邦光即將蔡陳氏推倒在地，光即用腳踢伊，乃係故意，並非偶然。蔡陳氏去年有病不重，係心氣痛，未被踢以前，並無吐血，被踢之後即吐血，初五晚吐血，初六天未亮，即死。

邦光之子潛成，因欲報伊父被人攔去到堂之怨，遂聚集一羣人衆，擲毀教堂。其時盧先生与鑾，以及培德·方希賢，各在堂內，伊等用石擲毀教堂，盧先生出外，叫人不可鬧事，胸前被擲一石，陳培德鬚角，又被擲一傷。

二月二十四日，泉州府訊問蔡鑾之時，鑾亦在彼，泉州府先問尋常之話後，始問鬧事情形，又問「伊妻是病死乎？」鑾答「是」

鑾於三月初二日，由廈門回在泉州，遇着陳培德，對我云、

「昨夜山前教堂被毀」後往惠安縣，見着我父叫我，同回家鄉。因鑾住家危險，將家中物件搬徙距教堂較遠之處。是夜教堂又被毀，鑾等出來呼救，始得教外鄉人救護喊退。鑾揣度閩教之人，乃是邦光一黨，且因救護人，亦聞呼名逃脫，故知

是邦光同鄉之人。救護鑾等，乃教外之人，亦有姓陳·姓王。所供是實。

一、據陳天救發誓供稱，現年紀二十二歲，住在山前地方，係耶蘇教之執事，自幼認識蔡邦光，並無與他有仇，亦少來往。蔡送来與蔡紅狗，去年打官司，以及調停諸事，救俱不知。

正月初三日，蔡送来山前，投訴陳培德，培德即請救父、同張鎮忠，共往山後，與蔡邦光理論，勸其不要勒捐演戲錢文。蔡送到山前請救等，因山後地方只有四家教民，並無教士在彼，所以如此。救及父與張鎮忠三人，始到山後蔡送来之家後，邦光之子潛成，亦至送來家中，勒派戲錢，因教民不給，潛成回叫伊父邦光，帶同二三十人前來，殴打送來等。救跑出十多步，有人追趕，將救繫回，反綁兩手在於背後，據去邦光家中殴打，將救週身衣服剝去，只留一褲殴打，現衣服尚未還，被剝衣服，共有五件。

蔡陳氏，是因遭受蔡邦光手足，吐血而死。蔡邦光正在擗殴蔡鑾，所以出來攬救伊夫，蔡邦光即將伊一推，即倒在地上，特意用腳一踢。此事乃救親眼看着，蔡邦光腳穿緞靴。

救被擗在蔡邦光家中，自初四日至初八日，県差來始放。初四日，此日救被人用拳殴打。初五日，即綁起殴打，係被邦光同伊二子，或用拳打，或手執石來打。尚有蔡曉·蔡流·蔡王·蔡赤續等殴。初六日，又將救兩手擎直在扁挑，即將救髮

辯吊在樑上，教云「將死，求其放鬆」即放下。來至初七日，吊起用鉄錐來打，教昏去二次，縣差亦曾看見如此酷虐。初九日，救將情形細訴縣主，縣主將救押管一日後，始准放醫治。醫救人，乃是拳師，名喚莊切，住在華廣郡，距縣約有三里遠。

救未經泉州府訊問。救未受酷毆以前，並無咳嗽，現在咳嗽甚重，正月十二日吐血。三月初一・初二等日，山前鬧事，救皆知悉。初一日，教堂被燬，有人放火，教民將火撲滅。初三夜，教堂復被拆毀，並將教堂所有物件，盡被搶去，幸旁隣救護，始即散去。隣右之人，亦有陳姓、王姓。

正月初四日鬧事，蔡邦光帶刀一把，插在腰間，余者並無帶刀。所供是寔。

光緒十九年二月二十四日，本領事親訊各教民口供列左。

再據陳鑾統供，東坑教士名叫陳文德，如欲訊問東坑鬧事情形，可以令其前來。所呈各揭帖，或貼在南門，亦有貼在別處，每樣各有數十張。云聞各揭帖，乃係蔡鳴金・康榮春・黃學・李成枝等所出。鑾知拆燬山前教堂諸人，乃係蔡潛成・蔡紅狗・蔡諒・蔡火生・臺灣・蔡熱・蔡朝，尚有不知姓名等衆。山前教堂未被毀以前，鄉民已經告鑾，伊等打算前來拆毀，而後又聞救護人云，所以知悉有一揭帖，明寫張紫雲所出，鑾令人問之，伊云，非他所出，但此人極惡奉教之人。有

人對鑾云，若再與盧先生來往送信，即害鑾。有時鑾由街行過，街上之人，即用手指鑾云。此人乃係廈門通訊者。鑾家前住在山前教堂隔壁，現搬往別處居住，尚未受虧。教堂被毀，堂內鑾有字畫，以及數套書冊。二月初三日，鑾在碑仔埕，不在山前。據鑾所知，山後並無蔡得常其人，各蔡姓教民，亦同聲云，並無聞見我鄉有得常之名。火燬山前教堂，是用火藥、非用煤油。鑾聞蔡憲親對我云，被嚇將妻屍骨煮汁我飲。所供是寔。

光緒十九年三月三十日，本領事親訊教士口供列左。

一、拋陳文德冤誓供稱，現年三十四歲，係耶蘇教教士，在惠安縣虎窟地方，距東坑約有七十里路。三月初六日上午之時，德在東坑禮拜堂，初有一東坑鄉人，名蔡桂芳，到禮拜堂，鄙辱耶穌教，德與之講論。伊遂言秀才蔡邦光之事，怒云東坑礼拜堂，必須拆毀。然後蔡桂芳再來，帶同十余人，德駁怕躲避，伊等即用石擲毀禮拜堂。將牌匾打壞，伊等即去。德料欲修理教堂，須費三四十元。又聞云城內教堂，考試之時，必欲拆毀。所供是寔。

(一〇) 惠安縣教案擬議斷結⁽¹⁰⁾

惠安縣民教滋事一案，現擬復訊斷結。
計開。

一、生員蔡邦光、由泉州府督同府學教官、嚴行管束、不准

再行多事、如日後再有生事、即詳革衣頂罰辦。

二、据生員蔡邦光供称、情愿搬至泉州府城居住、应暂不准回惠、以免与教民生事。

三、所有此案城内山前教堂及失去名物、暨各教民受傷並被搶各物、連蔡蠻之妻撫卹、一切断令分別賠卹、合計洋銀若干員、転給教士收領發給。

四、所有教民田地房屋、以及牛豬、鑿鐵耙犁鋤等件、如果當日有被人佔去者、着查明寔據、追給還管。

五、将来盧教士、回至惠安山前伝教、当由县派人護送到堂、以示優待。

六、所有此緊要被告蔡邦光·蔡漸（潛？）成、業已到案、應着令具結。又蔡学海一名、即係案外有力權之人、亦令具結。其蔡紅狗·蔡池成·蔡便·蔡赤績·蔡聰·蔡流·蔡天賞·蔡神助、俟由县伝到後、再令具結。

七、蔡蠻之子蔡獅·蔡猴二人、据供尚在惠安鄉間、擬令派人、送来廈門。

八、嗣後教民、凡有与民人田土·產業·錢債·戶婚·口角等事、無闇伝教及教堂者、應着教民照中國律例、遵照狀式、赴地方官呈控、聽候判断、倘有闇伝教及教堂等事、再由教士赴縣稟辦。

(一) 泉州揭帖⁽¹⁾

惠邑紳士真不肖

農商工賈尽鄙笑

算來讀書亦見誚

讀書原欲求功名

今聞生員蔡邦光

惹此災殃毫不料

教賊擄伊計較妙

招集教匪數十人

腰骨斷去兩三条

擄去教堂殿兼吊

差役聞知來押回

就理行文去上司

本官說要就理斷

轉告本縣是涉私

因思對官不得住

指伊毀拆皆自為

教賊用番入道署

自毀教堂來抵詞

十年面壁苦寒窓

本縣三天勘兩次

全望將來成大器

總制令道督府辦

秀才才失臉茲已至

用銀辦盤為禮儀

可嘆斯文辱如斯

許道見銀啞啞笑

仁人君子宜有志

士人何顏來考試

就是思能進秀才

如何食教靠番威

不過與我同一類

可以肆行橫無忌

法地且敢擄生員

看伊斯文直慘辱

農商工賈且激氣

爾等皆為詭書人

且思置身於何地

傳一張百子千孫、揭一張滿門滅亡。

一一

惠安縣は泉州府の屬縣で、泉州府城のすぐ東北に位置し、縣城は泉州から約二十哩、廈門からは約七十哩の所にある。プロテスタンの惠安伝道は一八七六年初にロンドン伝道會の宣教師マガウアンによつてはじめられた。これより前からイギリスの長老会は漳州、泉州の各地で伝道を試みてゐたが、家屋や土地の獲得について地方官や紳士、読書人の反対にあつて悩まされてゐた。特に泉州では前兩広総督黃宗漢の子、黃貽楫が中心になつて福州—廈門間の電信設置反対運動と併せて、強力なキリスト教排斥運動を展開してゐた。従つて泉州のすぐ近くの惠安に入つたマガウアンも忽ち住民の反対に直面した。

先づマガウアンが教民を使つて惠安城内に家屋を購入させた所、地保張吉がこれを知つて破約させた。次いで土地を購入して教堂を建てようとした所、教堂の設置は附近の「風水」に害があると云つて紳士達が反対し、彼等の意をうけて地保張吉から正式の抗議が知県に提出された。然し知県がこれらの反対を却下したため、投石などによる住民の妨害はあつたが、教堂の建築は計画通りに進められた。所が五月一日に至つて住民数百名が大挙して完成間近い教堂を襲撃し、ドアや窓をはじめ内部の器物を悉く破壊してしまつた。⁽¹⁾

山後郷は惠安縣から約十二哩程の所にある。同郷ではすでに一八九一年秋に教民蔡送來が部落の祭礼の唱戲錢の割当を拒否したことから、部落の有力者であつた秀才蔡邦光、童生蔡紅狗等から種々迫害された。そこで隣りの山前郷の中國

この暴動に対する知県俞珣の処置は当時の中国地方官としては稀に見る厳正さで、直ちに犯人五名を捕へて枷号に処し、住民の反対を抑へて教堂の建築を進めさせた。⁽¹⁴⁾ 当時泉州や漳州府内の漳浦県などでは地方官自身が宣教師の来住に反対して教堂の設置を妨碍してゐたのであるから、これらに較べれば惠安知県の態度はむしろ異例に属するものであつたと云へるであらう。とも角ロンドン伝道會は知県俞珣の協力をよつて辛じて紳士や一般住民の反対を押切つて惠安城内に伝道の足場を設けることが出来たのである。

その後の事情は詳かでないが伝道は次第に郷村に拡がり、一八九三年当時にはすでに二十二の町村に礼拝所が設けられ、担当の宣教師ロス（R. M. Ross 虞度量）が一年に四回づつこれら礼拝所を巡回してゐた。但し各地の教民の数は決して多くなく、事件の起つた山後郷の如きは教民は僅か四家で計十二名か十五名にすぎなかつたといふ。これは伝道が郷村にまで及んでゐたとは云へ、なほ一般にキリスト教排斥の空気が強く、入信者の獲得は必ずしも容易ではなかつたからであつた。

山後郷は惠安縣から約十二哩程の所にある。同郷ではすでに一八九一年秋に教民蔡送來が部落の祭礼の唱戲錢の割当を拒否したことから、部落の有力者であつた秀才蔡邦光、童生蔡紅狗等から種々迫害された。そこで隣りの山前郷の中國

人牧師陳鑾が宣教師ロスと共に調停に奔走し、結局蔡送来等の教民四家には唱戯錢の負担が免除され、その代りに彼等が橋の修理費を負担する約束が出来て一応和解が成立した。所が翌年の二月十九日、即ち旧暦の正月三日になると部落の董事が再び蔡送来等に唱戯錢の輸出を要求して来た。これは前年の約定に反することであったから、送来は山前郷の牧師陳培徳に事情を訴へた。よつて陳培徳は牧師陳鑾の父陳敬誠及び鑾の弟天救、更に医師張鎮忠の三名に蔡邦光との談判を依頼した。

翌日、陳敬誠等が送来の家に赴くと、邦光の子、潛成が唱戯錢二百数十文を取りに来たので、彼等は「送来は唱戯錢を出す必要がない」ことを説明して潜成を追い返した。すると間もなく邦光が武装した族人二三十人を率ゐて来襲し、陳敬誠等三名をはじめ蔡送来、蔡鑾その他の教民に甚しい殴打暴行を加へた。中には鉄の釘を耳の中に突込まれたり、灼熱した鉄片を口の中へ押込まれた者もあつたが、最も苛酷な扱ひをうけたのは蔡鑾の一家で、鑾は辯髪を根元から引抜かれ、病身であつた妻は邦光父子に蹴られたため三十六時間後に死滅し、子供二人も瀕死の重傷を負つた。然もこの暴行の後、邦光等は陳敬誠等三人と蔡送来、蔡鑾及びその子供達まで悉く拉致して家廟に監禁した。彼等は四日後に漸く知県の差役によつて解放されたが、蓋し彼等を放置しておけば、知県に

訴へたり、或は他郷の教民に応援を頼む��れがあつたから、これを防ぐために悉く監禁してゐたのである。

これだけの事件は当時の福建では必ずしも珍らしい出来事ではなかつた。そして教民の勢力は余りにも弱かつたから、彼等の力だけで邦光等に報復することなど論外であつたばかりでなく、迫害に抗して彼等の信仰を維持することすら困難であつたであらう。仮りに宣教師の力をかりて知県に提訴したとしても、相手は生員であつたから、迫害の事実などは適当に糊塗され、精々幾何かの賠償でも得られれば當時としてはむしろ成功と称すべきであつた。然るに迫害の中心人物蔡邦光が恵安城内で教民に捕へられて知県のもとへ送られたことから、この事件は俄然全く新らしい局面に発展して行つた。

蔡邦光が恵安县城に赴いたのは事件のもみ消しのためであつたらしい。事件はすでに二十一日夕刻に宣教師ロスの知る所となり、翌日には彼から知県に訴へられてゐたので、蔡邦光も下級官吏と取引するために县城に出かけたものらしいが、間もなく蔡鑾の妻が死亡したことを聞いて逃亡の準備をしてゐた所を、教民陳鑾に発見されて先づ教堂に拉致され、次いで知県に引渡されたのである。陳鑾はさきに邦光等に殴打監禁されてゐた陳敬誠の子であり、天救の兄である。

だが教民が蔡邦光を捕へて彼を県署に突出したことは先づ

一般住民の反感を招き、彼等は忽ち教堂の前に群集してドアや窓に投石してこれを壊し、宣教師ロスにも投石を治せた。

然もこの群衆の先頭には県署の差役一人と作（検屍役）一人があたといふ（資料八、惠安縣闇教被告名單参照）。或は彼等は知県あたりの教唆をうけて民衆を煽動し、教民を威嚇して山後郷事件の提訴を放棄させようとしたものかも知れない。ロスは身辺の危険を感じ、且つ知県が事件に対しても何の処置を講じようとしないのを見て、二十二日の夕方、惠安を脱出して廈門に走り、イギリス領事フォレストの応援を求めた。

ロスの報告を聞いたフォレストは、恐らく惠安知県金汝圭は衆を持んで横法跋扈している読書人クラスに完全に制圧され得て何らの手段をも執ることが出来ないであらうと判断し、直ちに興泉永兵備道に対して惠安へ委員を派遣するよう要請した。フォレストの三月一日の報告によると、兵備道許某は領事の要請に応えて三月三日に委員賴紹杰を惠安に派遣したが、領事はすでに「山後郷の迫害は組織的な謀議にもどづいて実行されたものであり、その謀議には県内読書人全体の結社である文会が加担してをり、且つ知県自身も秘かに仇教派に支援と保護を与へてゐる」といふ確証を握つてゐたから、領事館からも書記官クレンネルを惠安に派遣し、直接地方官に会つて事件を詳細に調査させることにした。その結果はや

はり三月一日の報告にのべられてをり、大略次の如くであつた。⁽¹⁵⁾

クレンネルは宣教師ロスと共に六日夕刻、惠安縣城に着いて九日まで滞在し、その間に知県及び委員会つて種々接衝した。だが彼等は色々約束はするけれども何一つ実行しようとはしなかつた。クレンネルは山後郷教民の負傷者八名中の四名に会つて口供をとり、蔡邦光、蔡学海（生貞）、蔡紅狗の外に十三名の犯人の姓名も判明してゐたが、知県は彼等に対する何の処置をとらうともしなかつた。

文会に至つてはあらゆる手段を弄してこれらの犯人の処罰を阻止しようとしてゐた。彼等はその従者一家丁を動員すれば殆んど一万に達する壯丁を集めることができたから、若し迫害者の中の一人でもこの事件のために厳しい処分を蒙る様なことがあれば、文会は間近かにせまつてある考試の期間を利用して県内全教民に対して断乎たる手段をとるであらうと広く声言してゐた。この文会の宣言の一つが前掲資料の冒頭に掲げた「閩學諸同人公白」である。この掲帖はクレンネルがまだ惠安縣城に滞在してゐた八日朝、城内に隅なく掲示され、委員賴紹杰の宿舎の門扉にまではられた。そして間もなく同文の掲帖が城外の各郷村でも到る處に掲示されて行つた。だから知県も委員も、「彼等が元來公正な措置を講じようといふ意向を持つてゐる、あるいは拘らず、現状では完

全く文会に抑へられてただその鼻息をうかがつてゐるにすぎない」有様であつた。

クレンネルが惠安から廈門へ帰つた後では、蔡懸の妻の死亡は暴行のためではなく、病死であつたと云ふことにする工作が進められた模様であり、また山後郷では蔡邦光の殘党が教民の家から穀物、家蓄、家具から衣類に至るまで殆んど掠奪してしまつた様であつたと云ふ。

かくして一ヶ月を経過しても事件の処理は殆んど進展せず、知県や委員に対する文会の圧力は却つて強まるばかりであつた。フォレストの三月二十一日の報告には、三月十七日に

惠安で出された新らしい掲帖「学内諸同人公白(附録資料一)」を引用して、この掲帖に「知県と委員がこの事件のリードをとつてゐる」とあることは、惠安県がすでに無法な文会の手中にあることを示す明白な証拠であると断じ、更に兵備道から知県に出された指令も殆んど実行されないことを報じてゐる。それによると、兵備道は領事との約束に従つて三月十二日に知県に指令を発し、山後郷における殺人事件は勿論、その他一切の掠奪、傷害事件の徹底的調査、山後郷教民の迫害に参加した者全員の即時逮捕、掲帖発行者の摘発処罰、県内の教堂所在地一二二町村に兵備道の告示を掲示すること、この事件は考試以前に解決すること、県署に収監されてゐる教

対する不法行為の再発防止の措置を講ずることなどを命じてゐた。だがこれらの指令は何一つ実行されなかつたばかりでなく、十八日に届いた情報によると、蔡懸は獄中で嚴重な看視下におかれ、外部とは一切連絡を断たれてゐたが、蔡邦光の方は罪人と云ふよりもむしろ知県の賓客として県署内で悠々と日を送つてゐたと云ふ。

だが四月十三日附の領事代理クレンネルの報告によると、三月二十日頃に惠安知県が蔡学海を逮捕し、これから事件は急速に進展して四月十日には泉州で関係者の審理が行はれに至つたとある。この間の主な動きは次の如くである。

蔡学海は生員で、蔡邦光や蔡紅狗(童生)と共に山後郷の有力者であり、すでにロスや領事から教民迫害の指導者の一人と目されて告発されてゐた人物である。この外にも迫害に関係した蔡姓の十名がすでにクレンネルによつて指名されていた筈であるが(資料八、惠安県閩教被告名單参照)彼等には逮捕は及ばなかつた。

一方蔡邦光は(當時彼はなほ県署内に監禁された筈であるが、クレンネルの報告によると)中国人牧師陳培德と陳鑑とが三月十九日に邦光の親戚蔡得常を殴打したと訴へたので、知県はこの二名の外教民十三名に逮捕状を出し、同時にロスの逮捕をも要求したと云ふ。但し陳鑑の証言によれば、この訴へは全く事實無根であり、蔡得常などといふ人物も実

在しなかつたといふ。然し知県の逮捕令が出ると直ちに五、六十人の差役及び兵丁が山後郷へ赴いて教民の家を搶掠し、教民を驅逐してしまつた。ただし教民を逮捕はしなかつた。だがこれによつて仇教派は俄然元氣づけられ、惠安の街でさへ教民の外出は危険になつてしまつたと云ふ。

兵備道から惠安に派遣された委員賴紹杰は三月二十六日に廈門に帰り、二十八日に領事にあてて書簡を送り、蔡懸が彼の妻の死亡は病死であると認めたことを報じ、更に余犯の逮捕、投獄中の蔡送來等の釈放、仇教掲帖発行者の処罰等を知県に命ずることを約束し、すでに惠安県内の治安は回復し再び事件が起ることはないであらうと通告して来た。

だがクレンネルのもとへは、四月初に惠安の城郷を通じて前掲資料の（三）（四）（五）の如く、若し蔡邦光を処罰すれば「去清服明」即ち反清復明の旗を掲げて洋鬼及び教民を尽く殺害するといふ叛逆的な掲帖が隅なく掲示されてゐるといふ情報が入つてゐた。

前掲資料の（三）（四）（五）の如く、若し蔡邦光を処罰すれば「去清服明」即ち反清復明の旗を掲げて洋鬼及び教民を尽く殺害するといふ叛逆的な掲帖が隅なく掲示されてゐるといふ情報が入つてゐた。

蔡邦光等の審問は四月十日（旧暦二月二十四日）に行はれた。但し審問に付せられたのは蔡邦光と蔡學海だけであり、告發されてゐる者全員を逮捕すべしと云ふ総督の命令は明らかに無視されてしまつてゐた。（¹⁶）

審理の模様は中国人牧師陳鑾の傍聴記である資料（六）の分であり、不公正なものであつた。

クレンネルの報告によれば、この掲帖の発行者になつてゐる廩生張營（紫雲）は惠安県生員中の指導者の一人であつた。彼はこれまでキリスト教に対しても峻厳ではあるが然し尊敬すべき反対者であつて、かかる暴力行為のリードを取る様な人物であるとは到底考へられなかつた。従つてこれらの掲帖は蔡邦光か又はその一味の仕事に相違なく、彼等が張營の名

を利用したのは、山前郷の張姓は人数が多く強力であり、且つ同族の教民張鎮忠（医師）が山後郷で暴行をうけたことに反感を持つてゐるかに見えたので、張營の名を利用して張氏一族をなだめ、彼等をも仇教運動に参加させるためであつた様である。

そこで前述の如き過激な掲帖が出されるに至つた動機は、総督の命令によつて事件が惠安知県の手から取上げられて泉州知府に移管され、蔡邦光、蔡學海の被告二名と蔡送來、蔡懸の教民原告二名が泉州に護送されて、泉州知府が審理を行ふことになつたためであつた。即ち泉州知府に圧力を加へて蔡邦光等に有利な結論を出させるための運動であつたのである。

「泉州知府提訊」に詳述されてゐる。それによると、蔡送來は蔡邦光等が蔡懸の妻を殴打して死に至らしめたことを主張したが、蔡懸自身は妻の死が病死であることを認めたため、蔡邦光、蔡學海は処罰されず、ただ今後教民に対する唱

戯戯を割当てることを禁止されただけで結審になつてゐる。ただし陳鑑が蔡憲に面会して聞いた所によると、彼はすでに県署において種々脅迫された上で妻が病死である旨の確認書を出してをり、泉州知府の審問に対してもその通りに証言したのであつた。

蔡憲の妻は前から病氣ではあつたが、蔡邦光父子の暴行によつて急に病状が悪化して死亡するに至つたことは事実の様である。従つて彼女の死亡を病死とするか、或は暴行の結果とするかは当然問題になる所であつたであらうが、蔡邦光等の暴行が彼女の死亡に全く何の関係も無かつたと断定したことは明らかに不当の様である。また蔡憲の妻の死亡を別にして、その他の教民が受けた暴行は頗る殘刻なものであり、また掠奪の被害も大きかつた筈なのに、それが殆んど無視されてしまつたことも不公平であつたと云へよう。

教会側は勿論、イギリス領事もかかる審理には全く不満で、当然総督に向つて審理のやり直しを要求した。だが仇教派はこれによつて府県官が明らかに彼等に加担してゐることを確信して益々勢を得、四月十六日と十七日の二日に亘つて蔡潛成、蔡紅狗の一党が山前郷の教堂を襲つた。結局は教員に撃退されたが、教堂の一部は火薬で破壊された。次いで二十一日には東坑の教堂がやはり蔡姓の人々によつて一部破壊された（資料九、「各教民口供」参照）。二十四日（旧暦二月

初九日）には蔡邦光、蔡明（鳴）金連名の掲帖が城郷に掲示され、県内全教堂（計二十四）を破壊し、教士ロスを殺してその血で蔡姓の旗を祭り、以つて邦光の恨を晴らすべしと民衆によびかけてゐた（資料七）。ただこの掲帖は、その前段では知県や知府が仇教派のリーダーであることを強調しながら、後段では「去清服明」の旗を掲げて城内の教堂を拆毀するとのべてゐるなど、前後矛盾した所があり、文体も甚だ乱雑である。また収監中の蔡邦光がかかる掲帖を出したかどうかかも疑はしい。恐らく蔡明（鳴）金か或は蔡姓の誰かが邦光の名を借りて民衆を煽動しようとしたものであらう。何れにしてもこの掲帖によつて、蔡姓を中心とする惠安県の積極分子の中には地方官の庇護を恃んで一挙に教会勢力を圧倒しようとする空気が昂まつてゐることが察せられよう。

かかる情勢を見てイギリス領事は直ちに兵備道許某に抗議した。兵備道は、（一）破壊された教堂の修復、（二）犯人の逮捕処罰、（三）掲帖の撤去、（四）惠安の生員、童生に対して仇教運動に参加せざる様勧告阻止すること、（五）教堂及び宣教師の保護に万全を期することを約し、更に匿名掲帖を禁止し、キリスト教徒の保護を命じた告示二十四張を送つて來た。この布告は領事からロスに渡され、惠安県内の全教堂の門扉に一枚づつ貼示された。⁽¹⁸⁾これによつて事態の悪化は廻避された様である。

一方蔡邦光等の裁判は廈門でやり直されることになり、六月十四日に第一回の審理、十七日に第二回目の審理が行はれた。これに先立つて領事から事件に関する教民の詳細な供実書（資料九、各教民口供）と教民迫害の主要人物の名簿が提出され、更に領事館通訳が法廷に赴いて審理情況を傍聴して監視に当つてゐた。従つてこの法廷では、泉州の法廷の如く中国側が事實を歪曲する余地はなく、審理は公正に行はれた。そして二十六日、中國当局の判決案が領事のもとへ送られて意見が求められた（資料一一）。

この判決案を見ると、教民迫害の指導者に対する処罰はなく、蔡邦光は当分の間泉州府城に移住して惠安へ帰ることを許さず、その他蔡潛成、蔡学海、蔡紅狗等十人の被告も始末書の提出、教堂及び教民の被害賠償としては銀一千円の支払、教民所有の田地、房屋その他の財物を確實に返還することなどが骨子になつてゐる。即ち仇教派に対する処分は意外に軽く、實質的には一千ドルの損害賠償と教民から奪つた田地、房屋その他の器物の返還ですんだと云へる。然しイギリス領事はこの処分案に直ちに同意を表明し、事件はこれで落着した。⁽¹⁾ なほ中國側が約束した前記の条項はその後忠実に実行され、教民の損害賠償、教堂の修復も行はれ、秋頃には⁽²⁾ 惠安県に関する限り民教關係は頗る好転するに至つたと云ふ。

なほ附録資料の最後にある「泉州掲帖」は五月の末頃に泉州で掲示されたものである。この掲帖では蔡邦光の教民迫害には全然ふれず、却つて彼は教民から全く不当な暴行侮辱を加へられた被害者とされ、教民や外國領事の横暴に抗して名譽ある生員の屈辱を晴らすことが出来ない地方官や惠安紳士の無能と不面目とを嘲笑してゐる。これは明らかに泉州知府の裁判に対してもイギリス領事が異議を唱へたために總督の命令によつて事件が興泉永兵備道の手に移されることとなり、蔡邦光の不利が予想されるに至つたことに対する仇教派の忿懣の表明である。そしてこの忿懣の中には、夷狄の教を奉ずる教民や外國領事の圧力によつて、中國文化の体現者たる読書人でありエリートである生員が逮捕され裁判に附せられると言ふことは、その理由の如何を問はず、中國民族の甚だしい屈辱であると云ふ感情が露呈してゐるかに見える。換言すれば外國人を卑しみ、外國文化を排斥して中國の伝統と尊嚴を守ることは、当事の中國讀書人の大部分にとって一つの大きなプライドであった。惠安教案の根柢もかかる讀書人の矜持であつたと云へるかも知れない。（明治大学助教授）

註

- (1) Enclosure 1 in Forrest's No. 9 of March 13,
1893, (F.O. 228/1095)
(2) Enclosure 1 in Forrest's No. 10 of March 21,
1893 (ibid.)

($\infty - \omega$) Enclosure 1,2,3 and 5 of Cienne's No. 13

of April 13, 1893, (*ibid.*)

(\sim) Enclosure in Gardner's No. 14 of 1 May,
1893. (*ibid.*)

($\infty - \Sigma$) Enclosure D,E,O and J in Gardner's In-

telligence Report of July 1, 1893. (*ibid.*)

(Σ) Consul Phillips to T. Wade, No. 4, Amoy, 20
February, 1876. (F.O. 228/565)

(Σ) Consul Alabaster to T. Wade, No. 11, Amoy,
May 10, 1876. (*ibid.*)

(14) Consul Alabaster, No. 18. Amoy, May 22,
1876. (*ibid.*)

(Σ) Consul Forrest to N.R. O'Conor, No. 9, Amoy,
March 2, 1893. (F.O. 228/1113)

(Σ) Consul Forrest, No. 10, Amoy, March 21, 1893.

(*ibid.*)

(Σ) Consul Cennel to R.N. O'Conor, No. 13, Amoy,
April 13, 1893. (*ibid.*)

(Σ) Consul Gradner to R.N. O'Conor, No. 14,
Amoy, 1 May, 1893. (*ibid.*)

(Σ) Consul Gardner, Separate, Intelligence Report,
Amoy, July 1, 1893. (*ibid.*)

(20) Consul Gardner, Separate, Intelligence Report,
Amoy, 31 October, 1893. (*ibid.*)